

「森林整備保全事業設計業務等共通仕様書」改定の概要 (平成 26 年度以降 (平成 26 年 3 月))

主な改定点は以下のとおり。

1 基本事項について

- ① 林野庁制定の「治山事業調査等業務標準仕様書」及び「林道工事調査等業務標準仕様書」の一部改正に準拠し改定した。
- ② 仕様書の名称を「森林整備事業設計業務等共通仕様書」から「森林整備保全事業設計業務等共通仕様書」へ改定した。

2 第 1 編 共通編について

- ① 「土木設計業務等委託契約約款」に整合を図り、「現場代理人」を削除し、「担当技術者」を追加した。
- ② 個人情報や行政情報の漏えい防止のため、「守秘義務」を拡充したほか、新たに「個人情報の取扱い」及び「行政情報流出防止対策の強化」を定めた。

3 第 2 編 治山編について

林野庁制定の「治山事業調査等業務標準仕様書」に合わせ項目配置、及び測量に用いる器材について整理した。

4 第 3 編 林道編について

成果品の品質向上、正確性を確保するため、照査の実施時期、内容を明確化した。

5 参考資料編について

今回の改定により、新たに参考資料編を設け、各編において参照とする資料及び提出書類の様式を掲載した。